

■議案第60号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について

【要旨】

市町村で策定する過疎地域自立促進市町村計画（市町村計画）において、事業の追加は総務省通知（「過疎地域自立促進計画等の変更の取扱いについて」総行過第143号）により「全体計画に及ぼす影響の大きい変更」となるため、市町村計画を変更するよう規定されております。

また、その際は過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する第1項の規定により、町議会の議決を経ることとされております。

今回、平成22年度に策定した「四万十町過疎地域自立促進計画」について、下記の事業の追加を行うため、市町村計画を変更し、議会の議決を求めるものです。

【内容】

①旧本庁舎解体撤去

【事業内容】

旧本庁舎は、昭和36年に建設され老朽化が著しく進行しており、また、平成21年度に実施した耐震診断の結果を見ても、Is値が低いことから南海・東南海地震などの自然災害で倒壊する恐れがあります。このことから、地域住民の安全確保対策のため、庁舎及び周辺施設の取り壊しを実施するにあたり、今年度から取り壊しに係る経費が対象となった過疎対策事業債を活用すべく計画に追加するものです。

②旧環境美化センター解体撤去

【事業内容】

峰ノ上にある旧環境美化センターは、平成12年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法に対応できず、一部事務組合により新たにクリーンセンター銀河を平成14年に設置し現在に至っております。今後においても再稼働させる計画はなく、今年度から取り壊しに係る経費が過疎対策事業債の対象となったため、これを活用して、平成26年度においてダイオキシン類や取り壊しに係る調査設計業務を実施し、次年度以降に取り壊しを実施することとして計画するものです。

③大正診療所医師住宅整備事業

【事業内容】

医師住宅1棟は、昭和54年度に建築され老朽化が進行しており、また、現診療所より1Km程離れた旧診療所に隣接して建設されているため、緊急時などに医師がより早く対応できるよう、平成26年度に現診療所に隣接した場所へ医師住宅の整備を計画するものです。